建設工事提出要領　前回からの変更点

1. 申請方法がLogoフォーム入力方式から競争参加資格申請受付システムに変わりました。
 ※システムへの入力・登録により、事業者へ ID、パスワード、業者番号が発行されることで、事業者自身で申請・変更が可能になりました。
 ※システム化により、窓口への持参、郵送、メール、その他の方法による提出は一切受付できません。

2. 事業所の所在地区分の①本社市内を本店市内へ改め、②代表者市内を削除しました（要領4の（2））。

3. 事業所の所在地区分の②代表者市内を削除することにより、
 「代表者市内として住民票の提出もあるが、申請された所在地に居住していることが確認できない。又は、申請後市外へ転出しているが、変更届が提出されていない。」の文言を削除（要領4の（2）後半部分）

4. 次に掲げる書類の提出が不要になりました（要領 8 の（2））。

 ○市外業者の下記書類
 ・建設業許可申請書　営業所一覧表の写し
 ・障害者雇用状況報告書
 ・各種表彰状
 ・ISO 及びエコアクション 21 の証明書類
 ・社会貢献の証明書類
 ○労働保険証明願の写し又は「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収証書」の写し
 ○健康保険被保険者証
 ○社会保険料納入確認書の写し
 ○使用印鑑届
 ○事業所所在地見取図及び事業所の外部、内部のカラー写真

5. 技術職員有資格者名簿の内容を一部変更し、従前の従業員名簿と一緒にしました。
 ※うるま市指定様式（【r09_kouji_yoshiki】：エクセル形式）のシートとして作成（従業員及び有資格名簿シート）。

6. うるま市指定様式（Uruma_kouji：エクセル形式）を【r09_kouji_yoshiki】へ全面的に内容を変更しました。

〇従前の従業員名簿の代わりに【r09_kouji_yoshiki】内の従業員及び有資格名簿シートへ資格コードと従業員名簿を入力する方法へと変更しました。

※「令和 9・10 年度　建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準」を参照しながら、【r09_kouji_yoshiki】内の各シートへ入力することにより等級格付の主観数値を算出します。